

総合評価（特別簡易型）事後審査型制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

津山市長 谷口圭三

1 入札対象工事

工事番号	2-85
工事名	草加部浄水場（津山第2浄水場）中央監視制御設備更新工事
工事場所	津山市 草加部ほか 地内
工期	令和5年3月22日まで
発注業種	電気工事
工事概要	場内中央監視施設 一式 水道局監視施設 一式 場内電気計装施設 一式 場外電気計装施設その1 一式 場外電気計装施設その2 一式
予定価格	841,665,000円（消費税相当額を含む）
契約保証	契約金額の100分の10以上

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加形態 （混合入札方式）	単体企業又は構成員数を3社とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）
単体企業の場合は次の（1）、（2）及び（4）に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の（1）、（3）及び（4）に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体のいずれかでの参加しか認めない。	

（1）単体企業・共同企業体共通の資格要件

建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく、電気工事に係る建設業の許可を受けていること。なお、法第16条に該当する場合は特定建設業の許可を受けていること。
--------	--

（2）単体企業の資格要件

企業実績、等 ラ ン ク	岡山県内に本店、支店又は営業所等があり、最新の経営事項審査における電気工事的総合評価値が1,200点以上で、かつ日本国内で平成17年度以降に公共機関が発注した水道法（昭和32年法律第177号）第3条による水道事業又は水道用水供給事業における能力20,000m ³ /d以上の急速ろ過方式の浄水場で請負金額200,000千円以上の電気設備工事（中央監視設備更新工事を含む。）を元請で施工した実績を有すること。
配置予定技術者	法に定める1級電気工事施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）を専任で配置できること。また、法第26条第2項に該当する場合は監理技術者（監理技術者講習についても受講済であること。）の資格を有していなければならない。

(3) 共同企業体の資格要件

代表者（第1構成員）の要件	企業実績、等 ランク	岡山県内に本店、支店又は営業所等があり、最新の経営事項審査における電気工事の総合評価値が1,200点以上であること。かつ日本国内で平成17年度以降に公共機関が発注した水道法（昭和32年法律第177号）第3条による水道事業又は水道用水供給事業における能力20,000m ³ /d以上の急速ろ過方式の浄水場で請負金額200,000千円以上の電気設備工事（中央監視設備更新工事を含む。）を元請で施工した実績を有すること。
	配置予定 技術者	法に定める1級電気工事施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）を専任で配置できること。また、法第26条第2項に該当する場合は監理技術者（監理技術者講習についても受講済であること）の資格を有していなければならない。
第2構成員の要件	対象ランク	津山市内業者で令和2年度に電気工事についてAランク以上に格付けていること（登録業者のランクは津山市契約監理室のホームページに掲載されているので、そちらを参照のこと）。
	配置予定 技術者	法に定める1級電気工事施工管理技士又は技術士法に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）を専任で配置できること。
第3構成員の要件	対象ランク	津山市内業者で令和2年度に電気工事についてAランク以上に格付けていること（登録業者のランクは津山市契約監理室のホームページに掲載されているので、そちらを参照のこと）。
	配置予定 技術者	法に定める1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士を専任で配置できること。
共同企業体 の結成に関する 留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体の代表者の出資比率が59%以内であり、他の構成員よりも大きいこと。 ・共同企業体の第2構成員の出資比率が21%以上であり、第3構成員よりも大きいこと。 ・共同企業体の第3構成員の出資比率が20%以上であり、第2構成員よりも小さいこと。

(4) 指名停止等について

指名停止等 について	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
	入札公告の日から開札日までの間において、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。
	入札公告の日から開札日までの間において、法第28条の規定による営業停止を受けていないこと。
	会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更正又は再生手続開始の決定がなされていること。
	破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

3 設計図書の交付等

<p>設計図書の閲覧 及び取得期間</p>	<p>津山市水道局閲覧コーナーでの閲覧又は、岡山県電子入札共同利用システム等を利用した閲覧及び設計図書(電子データ)の取得とする。</p> <p>閲覧及び取得期間 <u>令和3年2月8日(月)午前9時から</u> <u>令和3年3月1日(月)午後1時まで</u></p> <p>※システム停止時間を除く。 ※津山市水道局での閲覧は執務時間中のみ。 ※津山市水道局窓口での設計図書(電子データを含む)の配布は行わない。 上記取得期間中に、岡山県電子入札共同利用システム等を利用して、電子データ化した設計図書を取得(ダウンロード)すること。</p>
<p>設計図書に関する質問</p>	<p>設計図書に関する質問は、津山市水道局が指定する質問書にてFAX(持参及び電話不可)により受付ける。回答は、津山市水道局ホームページに掲載する。ただし、質問がなかった場合はホームページ掲載等は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問書提出先 FAX: 0868-22-9294 ・質問締切日時 令和3年2月19日(金) 午後5時15分まで ・回答掲載日時 令和3年2月24日(水) 午前10時以降

4 入札参加表明

<p>参加表明</p>	<p>入札に参加を希望する者は、参加表明受付期間内に電子入札システムによる参加表明を行うこと。参加表明を行わない者は、入札に参加できない。 また、参加表明を行った者が、事情により入札を辞退する場合は、必ず次のいずれかの方法により辞退の届出を行うこと。</p> <p>①参加表明受付期間内 電子入札システムによる参加表明の取りやめ。 ②参加表明受付締切後 入札期間内に電子入札システムによる辞退の登録を行うこと。</p> <p>※参加表明受付期間 <u>令和3年2月8日(月)午前9時から</u> <u>令和3年3月1日(月)午後1時まで</u></p>
-------------	--

5 入札方法等

<p>入札方法</p>	<p>岡山県電子入札共同利用システムによる電子入札に限る。 その他の方法による応札は認めない。</p>
<p>入札期間</p>	<p>入札受付開始日時: 令和3年3月2日(火)午前9時から 入札受付締切日時: 令和3年3月4日(木)午後1時25分まで ※システム停止時間を除く。</p>
<p>入札時の注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落札決定に当たっては、入札された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の金額を減算した金額をもって入札すること。 ・上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力するとともに、入札金額内訳書(様式15)を添付すること。提出した入札金額内訳書は、入札金額の算出根拠となるため、取扱いには注意を払うこと。

6 総合評価落札方式に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準（単体又は共同企業体における第1構成員用）

評価項目		評価基準		配点	得点	提出様式
① 企業の施工実績	平成17年度以降に受注した同種工事施工（完工）実績の有無	浄水場における請負金額800,000千円以上の急速ろ過方式の電気設備工事（中央監視設備工事を含む）を元請で施工した実績を有する		3.0	/3.0	様式7
		浄水場における請負金額400,000千円以上の急速ろ過方式の電気設備工事（中央監視設備工事を含む）を元請で施工した実績を有する		2.0		
		浄水場における請負金額200,000千円以上の急速ろ過方式の電気設備工事（中央監視設備工事を含む）を元請で施工した実績を有する		1.0		
		上記に該当しない		0.0		
小 計				/3.0		
② 配置予定技術者の能力	技術者の保有する資格	国関係	1級電気工事施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	免状等の写し
			1級電気工事施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）の資格取得後5年以上	0.5		
			上記に該当しない	0.0		
	日本水道協会	水道浄水施設管理技士1級の資格を有する	2.0	/2.0	免状等の写し	
		水道浄水施設管理技士2級の資格を有する	1.0			
		上記に該当しない	0.0			
	平成17年度以降に発注された同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した実績の有無	浄水場における請負金額800,000千円以上の急速ろ過方式の電気設備工事（中央監視設備工事を含む）を施工した実績を有する		3.0	/3.0	様式8
浄水場における請負金額400,000千円以上の急速ろ過方式の電気設備工事（中央監視設備工事を含む）を施工した実績を有する		2.0				
浄水場における請負金額200,000千円以上の急速ろ過方式の電気設備工事（中央監視設備工事を含む）を施工した実績を有する		1.0				
上記工事の施工実績なし		0.0				
小 計				/6.0		
③ 地域貢献	所在地	津山市内業者である		2.0	/2.0	/
		岡山県内に本店、支店又は営業所等がある		1.0		
		上記に該当しない		0.0		
	津山市内で平成17年度以降に完成させた工事請負実績	予定価格の10分の2以上の公共工事元請実績がある		1.0	/1.0	工事实績の分かる書類 ※1
		上記に該当しない		0.0		
	津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定の有無 ※2	開札日現在、推進企業の認定がある		1.0	/1.0	/
上記に該当しない		0.0				
小 計				/4.0		
合 計				/13.0		

(2) 入札の評価に関する基準（共同企業体における第2構成員及び第3構成員用）

評価項目		評価基準		配点	得点	提出様式
① 企業の施工実績	平成17年度以降に受注した工事施工（完工）実績の有無	電気工事の請負金額80,000千円以上の元請け実績を有する		1.0	/1.0	様式7
		電気工事の請負金額40,000千円以上の元請け実績を有する		0.5		
		上記に該当しない。		0.0		
	小 計					/1.0
② 配置予定技術者の能力	技術者の保有する資格	国関係	1級電気工事施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	免状等の写し
			1級電気工事施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子又は上下水道部門）の資格取得後5年以上	0.5		
			上記に該当しない	0.0		
	日本水道協会	水道浄水施設管理技士1級の資格を有する	2.0	/2.0	免状等の写し	
		水道浄水施設管理技士2級の資格を有する	1.0			
		上記に該当しない	0.0			
	平成17年度以降に発注された同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として、電気工事の請負金額80,000千円以上を施工した実績を有する		1.0	/1.0	様式8
		主任技術者又は監理技術者として、電気工事の請負金額40,000千円以上を施工した実績を有する		0.5		
		上記に該当しない		0.0		
	小 計					/4.0
③ 地域貢献	津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定の有無 ※2	開札日現在、推進企業の認定有り		1.0	/1.0	/
		上記に該当しない		0.0		
	小 計					/1.0
合 計					/6.0	

※1 当該工事に係るCORINSの写し又は請負契約書の写し等（工事名称、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要、請負者の確認ができる部分。）。

※2 「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」とは、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりなどに、積極的に取り組む企業を認定するもの。
問い合わせは、市人権啓発課 TEL（0868）31-2533へ

(3) 入札の無効
技術資料等を提出しない者の行なった入札又は技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(4) 総合評価値の算定方法

イ 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点は25点とする。

ロ 総合評価は、標準点(100点)と「入札の評価に関する基準」によって得られた加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行い、得られた数値が最も高い入札者を落札候補者とする。

$$\text{総合評価値} = (100 + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(5) 技術資料の提出

技術資料については、次のとおり提出すること。

提出先	津山市水道局 業務課 庶務係 (〒708-8501 津山市山北520)
提出締切日時	令和3年3月1日(月) 午後5時15分 必着
提出方法	・持参又は郵送に限る。 ※電子データでの提出は不可 ・技術資料は、提出者名、工事名、技術資料が在中している旨を記載した封筒に封入し提出すること。
その他	・配置予定技術者に係る工事経験等が確認できる(財)日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書の写しが添付できない場合は、施工実績証明書(様式12)を必ず添付すること。 ・施工実績について、工種が複合している工事請負の場合は、調書内容を証明できる資料を必ず添付すること。 ・『6 総合評価落札方式に関する事項』の表中に示す提出様式 及び添付書類に加えて技術資料(様式6)も併せて提出すること。なお、共同企業体の場合において、構成員ごとに作成し添付すること。

7 開札日時等

開札日時	令和3年3月4日(木) 午後1時30分
開札場所	津山市水道局入札室
入札執行上の注意事項	・入札回数は1回とする。 ・入札に参加するものが1人であっても、入札は執行する。 ・傍聴を希望する入札参加業者は、先着順とする。
入札保証金	免除

8 落札者の決定

落札者の決定	<p>予定価格以下の価格をもって(低入札又は高落札の場合は調査を行い)有効な入札をした者を対象に総合評価を行い、総合評価値の最も高い者を落札候補者とする。総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは電子くじにより落札候補者及び次順位者を決定する。落札候補者に対しては入札参加資格の確認(事後審査)を行い、落札者を決定する。</p> <p>※低入札調査価格制度及び高落札率入札調査制度については、津山市契約監理室のホームページの規程集を参照のこと。</p>
低入札に係る内訳書提出時の留意事項	<p>低入札における内訳書(様式13)については、つぎのとおり提出すること。</p> <p>提出先：津山市水道局 業務課 庶務係 提出方法：持参又は郵送に限る。 提出期限：令和3年3月4日(木) 午前9時 必着 (津山市水道局 業務課 庶務係へ)</p> <p>その他：内訳書には、様式14を添付し、提出者名、工事名、低入札に係る内訳書が在中している旨を記載した封筒に封入し、技術資料とは別に提出すること。</p>

入札参加資格の確認	落札候補者は、津山市水道局から書類の提出を求められた日の翌日の午後5時15分までに次の書類を提出すること。 ※指定期限までに指定した書類の提出がない場合や、書類審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないと判明した場合は、当該落札候補者の入札は無効となり、次順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は、次の書類を前もって準備しておくこと。
提出書類	①総合評価（特別簡易型）事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（単体：様式3、共同企業体：様式3の2） ②最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し ③配置予定技術者の健康保険証の写し ④配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（法第26条第2項に該当する場合） ⑤企業の施工実績が確認できる（財）日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書の写し、又は調書（様式7）及び竣工内容が確認できる契約書、図面、設計内訳書等を併せて添付すること。 ※岡山県電子入札共同利用システムを利用した電子データでの提出は不可
提出場所	岡山県津山市山北520番地 津山市水道局 業務課 庶務係
提出方法	特段の指示がない場合、持参に限るものとする。

9 その他

- ・この入札に関して、不正が行われたと認められるとき（その疑義が払拭できないときを含む。）は、入札の中止・取消し又は落札決定の保留・取消しの措置を行うものとし、その決定についての異議は認めない。
- ・同時に複数の入札案件が実施される場合であって、自社の配置可能（専任）技術者等の数を越える件数の案件に応札する場合は、事前に「落札可能届」を提出すること。
- ・入札金額内訳書（様式15号）の添付が無い場合は失格とする。
- ・「明らかに入札参加資格がないにも関わらず入札を行った場合」及び「落札候補者が虚偽の入札参加資格確認申請を行った場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置を行うことがあるので、参加資格要件は十分に確認すること。
- ・入札参加表明を行った者が、「4 入札参加表明」に示すいずれかの方法で参加表明のとりやめ又は入札の辞退を行わなかった場合は、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱別表第1（19）に該当することとなるので、十分注意すること。
- ・電子入札においては、参加業者名等は入札終了まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知ろうとする行為は、入札の公正を妨げる行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。

《問い合わせ先》

津山市水道局 業務課 庶務係
電話：0868-32-2104
FAX：0868-22-9294